保育所へ申し込みできる方（利用基準）

保育の必要性の認定を受ける場合は、保護者のいずれも（両親と別居している場合には児童の面倒を見ている者）が、次のいずれかの事情にある場合です。

⑴　就労等（家庭外労働）児童の保護者が家庭の外で仕事をすることが普通なので、その児童の保育ができない場合
　　（家庭内労働）児童の保護者が家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をすることが普通なので、その児童の保育ができない場合
⑵　妊娠・出産　児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができない場合
⑶　疾病・障害　児童の保護者が病気、負傷、心身に障害があるため、その児童の保育ができない場合
⑷　介護等　児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・利用している親族の介護・看護にあたっているため、その児童の保育ができない場合
⑸　災害復旧　震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっているため、その児童の保育ができない場合
⑹　求職活動　児童の親が求職活動（起業準備を含む）を行っているため、その児童の保育ができない場合
⑺　就学　児童の親が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、その児童の保育ができない場合
⑻　その他　育児休業期間中、児童虐待のおそれ、配偶者等からの暴力等の理由のため、その児童の保育ができない場合

【優先保育の基準】　保育を必要とする子どものうち優先的に保育を行う必要があると認められる者は、保育を必要とする子どもが次の号のいずれかの事由に該当する方です。

⑴　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）第６条第１項及び第２項に規定する配偶者のいない女子及び配偶者のいない男子の世帯に属していること。
⑵　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の規定に基づく生活扶助を受けている世帯のうち、保護者の就労により自立が見込まれる世帯に属していること。
⑶　世帯の生計を維持するために就労していた保護者が失業し、当該保護者又はその他の保護者が速やかに就労することが必要な世帯に属していること。
⑷　児童虐待の防止等に関する法律(平成１２年法律第８２号)第２条に規定する児童虐待を受けている又は受けるおそれのある状態その他社会的擁護が必要な状態にあること。
⑸　障害を有していること。
⑹　保護者が育児休業後に復職し、又は復職する予定であること。
⑺　保育を受けようとする保育所等で兄弟姉妹が現に保育を受け、又は受けようとする保育所等と同一であること。
⑻　地域型保育事業（法第７条第５項に規定する地域型保育事業という。）による保育を受けていたこと。
⑼　前各号に掲げる事由に類すると町長が認める状態にあること。